

令和8年度予算案	2,755億円の内数 (2,615億円の内数)
※<子ども・子育て支援交付金>	令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)
※<子ども・子育て支援施設整備交付金>	令和8年度予算案 67億円の内数 (91億円の内数)
<子ども政策推進事業費補助金>	令和8年度予算案 61億円の内数 (48億円の内数)
<保育対策総合支援事業費補助金>	令和8年度予算案 463億円の内数 (464億円の内数)

※費用の一部について、事業主拠出金を充当

事業の目的

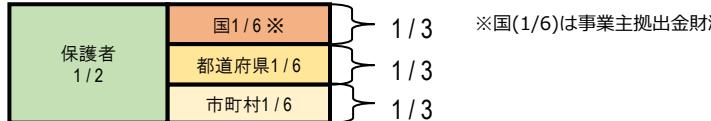
- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

(1) 放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方



【「こども未来戦略」における加速化プラン（令和6年度から継続実施）】

常勤職員配置の改善：運営費において「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助を継続する。

(2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助

②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4) 放課後児童支援員の処遇改善

①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18時30分を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

(5) 障害児受入強化推進事業

(3) の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

一つの支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要な経費に対する補助

(7) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

(8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要な経費に対する補助

(10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

○公立の場合

(嵩上げ前) 国1／3、都道府県1／3、市町村1／3
(嵩上げ後) 国2／3、都道府県1／6、市町村1／6

○民立の場合

(嵩上げ前) 国2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3
(嵩上げ後) 国1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4

※国庫補助率の嵩上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

子どもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

5. 令和8年度予算案における拡充内容（子ども・子育て支援交付金により実施）

① 運営費における一時的な登録児童数区分の弾力化【拡充】

○放課後児童健全育成事業（運営費）

一定の要件を満たした上で45人を超えた児童を受け入れた場合にも、特例的に登録児童数区分36～45人を維持できるようにする。

【要件（案）】

- ア 市町村において待機児童が生じている
 - イ 適正規模（36～45人）に戻す計画（見込み）があり一時的な対応
 - ウ 場所や人材の確保が困難なことにより、支援の単位の分割が困難
 - エ 追加の児童1人当たりの専用区画面積に十分な余裕がある
 - オ 放課後児童支援員又は補助員を基準に加えて1名追加配置する
- ※追加の児童数には上限あり
※1事業所が1回に限り1支援単位のみ申請可能とする

3. 職員確保・研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

（1）放課後児童クラブ待機児童対策実証等事業【新規】

待機児童が生じている都道府県・市町村において新たに放課後児童クラブで勤務する職員を確保するために事業の魅力発信等に係る経費を補助

（2）放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（3）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

育成支援の内容の質の向上

※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（2）放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センター等と連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

② キャリアアップ処遇改善加算に新たな区分を設定【拡充】

○放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善を実施しているところ、新たに3年目の区分を設ける。



③ 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業【新規】

業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修対応、翻訳機等に係る必要な経費を補助する。

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和7年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補 助 率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合※	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

(※)嵩上げ対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体

(放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)

①通常の補助割合 → ②補助率嵩上げ後の補助割合 → ③放課後児童クラブ整備促進事業による支援	(公立)	国(拠出金) (1/3)	都道府県 (1/3)	市町村 (1/3)
	(民立)	国(拠出金) (2/9)	都道府県 (2/9)	市町村 (2/9)

(公立)	国 (2/3)	都道府県 (1/6)	市町村 (1/6)
(民立)	国 (1/2)	都道府県 (1/8)	市町村 (1/8)

※待機児童が発生している市町村等の場合に国庫補助率を嵩上げ	1/6相当
(公立)	国 (2/3)

1/6相当	促進事業による支援 (国:10/10)	都道府県 (1/12)	市町村 (1/12)
(公立)	国 (2/3)	都道府県 (1/10)	市町村 (1/10)

1/8相当	促進事業による支援 (国:10/10)	都道府県 (1/10)	市町村 (1/10)
(公立)	国 (1/2)	都道府県 (1/10)	市町村 (1/10)

※待機児童が発生している市町村等が対象	1/2相当	自治体の負担割合を 1/2軽減
(本事業を活用した場合の公立の場合の実質的補助割合)	①通常	国 都道府県 市町村
②嵩上げ後	2/3 1/6 1/6	2/9 1/8 1/8
③整備促進事業活用後	5/6 1/12 1/12	1/2 1/16 1/16

自治体の
負担割合を
1/2軽減

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数（令和6年度補正予算額 4億円）

事業の目的

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

事業の概要

【事業内容】

（1）業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- 都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

（2）翻訳機等の購入

- 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。）

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

【令和8年度補助基準額】

- 業務のICT化等を行うためのシステム導入・・・1か所当たり 500,000円
- 翻訳機等の購入・・・・・・・・・・・・1か所当たり 150,000円

活用イメージ

放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

（ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例）

